

## 資料編

### 用語解説

あ 行

#### う歯

むし歯のこと。

か 行

#### 核家族化

夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。ただし夫婦のみの世帯や一人親も含まれる。都市化や高度経済成長とともに、3世代同居などの大家族世帯が減少し、核家族化が進行したと言われる。

#### 虐待対応専門員

子ども家庭総合支援拠点に配置される専門職の一種。主な業務は①虐待相談②虐待が認められる家庭等への支援③関係機関との連携及び調整。

#### 合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。コートにおける合計特殊出生率は、ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。

「その世代の出生率」である。

#### 子育て応援モバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」

沼津市の予防接種や子育てに関する情報を提供するサービス。スマートフォン、携帯電話、パソコンから登録可能。

#### こどもかけこみ110番の家

児童生徒をいたずらや通り魔などの犯罪から守るため、いざというときにすぐに助けを求められる場所として、通学路や遊び場に面した家や店舗など、市内に2,332か所（令和2年（2019）9月現在）設置しているもの。該当の家や店舗などは、目印となるプレートを表示している。

## **子ども家庭支援員**

子ども家庭総合支援拠点に配置される専門職の一種。主な業務は①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導⑤他関係機関等との連携。

## **子ども家庭総合支援拠点**

平成 28 年度（2016）に改正された児童福祉法に基づき、市区町村が地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点として、設置するよう努められている機能。業務は、①子ども家庭支援全般に係る業務②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務③関係機関との連絡調整④その他必要支援 とされている。

## **婚活**

合コンやお見合いパーティーへの参加、結婚相談所や情報サービス会社への登録など、結婚相手を見つけるための積極的な活動をいう。就職活動を表す「就活」をもじった造語。

## **さ 行**

## **次世代育成支援対策推進法**

平成 15 年（2003）7 月に公布された法律で、各地方公共団体においては、「地域における子育て支援の充実」等を図るための地域行動計画の策定を、常時雇用する労働者が 301 人以上の企業においては「企業における働き方の見直し」等を推進するための一般事業主行動計画の策定を義務づけている。また、平成 20 年 12 月の改正により、行動計画の公表及び周知の義務化が進められた。尚、当初 10 年（平成 27 年 3 月までの時限立法であったが、10 年延長し、令和 3 年（2021）3 月まで延長されている。

## **児童委員**

児童福祉法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。児童委員は、県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を把握し、その保護、保健その他福祉に関し、必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。民生委員がこれに充てられる。

## **少子化**

出生率の低下に伴い、総人口に占める子供の数が少なくなること。統計的には、合計特種出生率（女性が一生の間に産む子供の数）が人口置換水準（長期的に人口が増減しない水準）に達しない状態が続くこと。日本では昭和 48 年（1973）の第 2 次ベビーブームを最後のピークとして出生率が低下しはじめ、昭和 50 年（1975）以降、人口の安定に必要な水準を下回った状態にある。

## **情報リテラシー**

コンピュータなどの情報機器やネットワークを使いこなす能力のこと。

## **スクールカウンセラー**

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務や心理専門の仕事を行う。

## **スクールソーシャルワーカー**

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと（社会福祉士、精神保健福祉士等）。学校において、児童生徒の福祉に関する支援を行う。

## **た 行**

### **待機児童**

保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設等の利用の申込がされているが、利用していない児童。ただし、他に利用可能な特定教育・保育施設等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的理由により待機している場合は除く。

### **男女共同参画社会**

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）

### **地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）**

地域の子育て家庭への遊び場の提供や育児不安を解消するための育児相談、子育てサークルなどの育成・支援を実施する事業。

### **特別支援教育**

これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったL D（学習障害）、A D H D（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をするもの。自信を持って社会の中で生きていくために、出来るだけの手助けをしていく教育のこと。

## DV（ドメスティックバイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。このため、内閣府では、「DV」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っている。

## な 行

### 乳児院

様々な事情で、家庭で養育を受けることができない概ね2歳までの子どもたちが、児童相談所の措置により生活している施設。

### 乳幼児健康診査

乳幼児の発達段階に応じ、身体の発育状況の観察や疾病の発見、さらには運動機能や視聴覚等の障害、精神発達遅滞などをできるだけ早期に発見し、早期の療育につなげるため実施する健康診査。本市では、4か月・10か月・1歳6か月・3歳の各時期に実施している。

### 認可保育所

児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。保育室の面積、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育する。児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設を、認可外保育施設、無認可保育所と呼び区別される。

### 沼津市総合計画

市政全般にわたる行政分野を包括する、沼津市のまちづくりの総合的な計画。市民と行政の共通の目標となる沼津市の将来像と、それを実現するための考え方や取り組みを示したまちづくりの指針となるもの。

### 沼津市地域福祉計画

市民と行政とが協働して「生涯いきいき暮らせるまち沼津」を推進するための共通の行動指針となる計画。

## は 行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

高齢者や身体に障害のある人が、社会生活を送る上で障壁となるものを取り除こうという考え方。

### フッ素・（フッ化物）

フッ素化合物の総称。フッ素には歯垢（プラーク）の細菌の活動を抑えること、溶けたエナメル質の修復、歯質を強化するなど、むし歯の発生を防ぐ効果があり、予防に有効な成分として注目されている。

### 放課後子ども教室

放課後等の安全・安心な居場所づくりのため、学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の協力を得て、全ての児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などを行っている事業。

### 放課後児童クラブ

保護者が就労や病気などの理由により、放課後家にいない家庭の児童の健全育成を図るために、放課後の一定時間預かる施設。沼津市が設置し、地域に設置された運営委員会により運営されている。

## ま 行

### 民生委員

民生委員法に基づき、市町村に置かれる民間の奉仕者。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。（民生委員法第1条）。なお、民生委員は児童福祉法の「児童委員」を兼ねる。

## や 行

### 余裕教室

児童・生徒の減少に伴い、「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」。

## **ユニバーサルデザイン**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

ら 行

## **罹患率**

特定の期間内に集団に新たに生じた疾病の症例数を割合として示すもの。発生率。

わ 行

## **ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## **沼津市子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月 初版発行

令和5年3月 改版発行

発行：沼津市

編集：沼津市 市民福祉部 子育て支援課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

Tel : 055-934-4842

Fax : 055-934-0345

E-mail : kosodate@city.numazu.lg.jp